

国際活動委員会運営規約

第1条 設置

本委員会は、会則第2章第4条および第5章第14条にもとづいて設置される常設委員会である。

第2条 名称

本委員会の日本語、英語、フランス語による名称は、国際活動委員会、Committee for International Activities, Comité des Activités Internationales とする。

第3条 目的

本委員会は、会則第2章第5条にもとづき次の事業を行う。

1. 国際比較文学会（ICLA）との連携協力
2. 近代語近代文学連合（FILLM）ならびに海外諸団体・研究者との学術交流
3. その他国際的研究活動に関わる事業

第4条 事務局

上記の事業を遂行するために、本委員会の任期ごとに国際活動委員会事務局を置く。事務局の設置は理事会の承認を得ることとする。

第5条 構成

1. 本委員会は、委員長1名、委員若干名により構成される。
2. ICLAの理事会構成員は本委員会の構成員となる。

第6条 選出

1. 本委員会の委員長は、常任理事会、理事会の議を経て、総会で選出される。次期委員長の候補の選定にあたって、常任理事会は、本委員会の意見を聴取するものとする。
2. 本委員会の委員は、委員会の協議を経て、委員長より理事会に提案され、理事会の承認を得る。

第7条 任期

1. 本委員会の委員長、および委員の任期は、ともに2年とする。重任をさまたげないが、在任期間が連続して2期4年を超えることはできない。
2. ICLAの理事会構成員は、ICLAの任期中に限って、委員として在任する。

第8条 国際活動実務委員

本委員会が行う事業の実務を担当するために、国際活動実務委員若干名を置く。国際活動実務委員の選出は、委員長の発議を経て、委員会によって決定され、理事会に報告される。

第9条 改廃

本規約の改廃は、本委員会の協議を経て、理事会によって決定され、総会に報告される。

付則

この規約は平成8年6月16日から施行する。

本規約は平成12年3月26日の理事会により決定され、その翌日より発効する。

本規約は平成13年6月17日から施行する。